解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年六月十八日開催の理事会及び同年六月二十八日開催の通常総会の議決を経て、同年八月十八日に青森県教育委員会の許可を受け、同年八月二十日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月九日

青森県弘前市大字東長町二五番地

社団法人中弘教育会館

代表清算人　三上　和郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年八月二十日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月九日

伊丹市荒牧南三丁目四番一九号

伊丹市荒牧第2土地区画整理組合

清算人代表　山中　寛

解散公告（第三回）

当財団法人は、平成二十二年五月三十一日に存続期間の満了により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月九日

静岡県掛川市横須賀一五一二番地

財団法人愛宕下美術館

代表清算人　三枝　高次

配当公告

札幌市中央区南一六条西五丁目二番一三号

破産者　株式会社ゴーセイ

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十一年（フ）第二九三七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一四〇、一八五、七二三円

一、配当をすることができる金額

金一二、四〇八、九三五円

平成二十二年九月九日

札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル長田法律事務所　破産管財人　長田　正寛

配当公告

福井県福井市玄正島町六号一六番地七

破産者　株式会社富永機械製作所

右の者に対する福井地方裁判所平成二十一年（フ）第八一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

（優先的破産債権）金六、六六六、一六四円

（一般債権）金八二四、八八四、六九七円

一、配当することのできる金額

（優先的破産債権）金六、六六六、一六四円

（一般債権）金一六、六一三、七一七円

平成二十二年九月九日

福井市春山一丁目三番四号藤井ビル一階

破産管財人　森口　功一

配当公告

香川県坂出市常盤町一丁目二番六号

破産者　平山建設工業株式会社

右の者に対する高松地方裁判所丸亀支部平成二十一年（フ）第一〇九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二五九、九七七、五九九円

一、配当することのできる金額

金一五、五四九、九七六円

平成二十二年九月九日

香川県丸亀市塩飽町七番地二県信ビル二階

破産管財人　籠池　信宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市魚町二丁目六三番地、最後の住所宮城県気仙沼市南町三丁目一番一二号

被相続人　亡　小山正一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

宮城県気仙沼市長磯原ノ沢四八番地三

相続財産管理人　小野寺哲五朗

平成二十二年九月九日

札幌市中央区今井三丁目二三番、最後の住所福島県耶麻郡猪苗代町大字磐里字百目貫七七九番地一

被相続人　亡　井上登志子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

福島県会津若松市南千石町六番五号会津若松商工会議所別館二階

相続財産管理人　司法書士　長嶋　栄治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市麻生一一二七番地、最後の住所茨城県行方市麻生一一五九番地

被相続人　亡　立原さかえ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

茨城県神栖市波崎五一三八番地

相続財産管理人　山名　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市元総社町二四一七番地、最後の住所群馬県安中市郷原二二六番地三

被相続人　亡　高野　啓二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

事務所群馬県太田市飯田町一二五八番地一太田丸の内ビル六〇一

相続財産管理人　弁護士　髙木　祥充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市緑区誉田町一丁目七九二番地の二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西村　寿規

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

本籍千葉市中央区今井三丁目二三番、最後の住所福島県耶麻郡猪苗代町大字磐里字百目貫七七九番地一

被相続人　亡　井上登志子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

福島県会津若松市南千石町六番五号会津若松商工会議所別館二階

相続財産管理人　司法書士　長嶋　栄治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市麻生一一二七番地、最後の住所茨城県行方市麻生一一五九番地

被相続人　亡　立原さかえ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

茨城県神栖市波崎五一三八番地

相続財産管理人　山名　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市元総社町二四一七番地、最後の住所群馬県安中市郷原二二六番地三

被相続人　亡　高野　啓二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

事務所群馬県太田市飯田町一二五八番地一太田丸の内ビル六〇一

相続財産管理人　弁護士　髙木　祥充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市緑区誉田町一丁目七九二番地の二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西村　寿規

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号KA中央ビル五階　梨本総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梨本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市御子神一四六番地、最後の住所千葉県南房総市御子神五番地五

被相続人　亡　佐久間建一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

事務所千葉県館山市館山四三番地五号　廣田富男法律事務所

相続財産管理人　弁護士　廣田　富男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区亀沢四丁目一五番地、最後の住所東京都板橋区東坂下二丁目二番二二号いずみの苑

被相続人　亡　二木　初枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

事務所東京都杉並区荻窪五―一八―一一サニーシティ荻窪三〇四号**荒**井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　**荒**井九州雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森東四丁目三四番、最後の住所東京都大田区大森東四丁目二九番一四号

被相続人　亡　池上　雅美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿南　剛